

審議会等の会議結果報告

1 会議名	平成26年度第6回津市農業共済損害評価会
2 開催日時	平成27年3月27日(金)午後1時30分から午後2時40分まで
3 開催場所	津市美里社会福祉センター ホール
4 出席した者の氏名	(損害評価会委員) 宮本政春会長、井上重徳、伊藤敏一、山田正美、林雅則、辻信夫、池村道明、堀健次、佐脇正敏、稲垣登行、清水英治、太田憲昭、小粥文夫、増地和久、駒田勝次、若林由行、伊藤一夫、海野要、森川一正、福西吉千、奥谷正義、藤田清志、岡田裕之、山中重範、小林庄一、小林希久、富田眞司、天花寺公一、池田昌司、岩高敏一、西川明一、山中啓生、西口一美、大倉勝秀、稲葉幹夫、阿保良夫、轟万明、野田清太、小瀬古安、印南昌彦、後藤榮、長谷川誠一 (事務局) 農業共済室長 板谷敦郎、担当副主幹 谷口弘明、担当副主幹 日比孝明、主査 中瀬真弘、主査 千原正大
5 内容	(1)農作物(麦)共済掛金率について (2)平成26年産畑作物共済(大豆:全相殺方式)当初評価高の諮問について (3)平成27年度適用家畜引受評価基準並びに平成27年度適用廃用家畜の基準単価及び処理経費基準について(報告) (4)平成27年産麦共済の引受状況 (5)その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	農林水産部農業共済室 農業共済担当 電話番号 059-279-8210 E-mail 279-8210@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

事務局 こんにちは。定刻になりましたので、ただ今から「平成26年度第6回津市農業共済損害評価会」を開会いたします。開会に先立ちまして、農業共済室長 板谷より御挨拶を申し上げます。

板谷室長

委員の皆様こんにちは。本日は、公私とも御多忙の中、損害評価会に、御出席をいただき、ありがとうございます。

委員の皆様には日頃より、本市の農業共済事業の推進に格別の御理解と御協力を賜っておりますこと、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

さて、本日は、平成26年度としては最後の評価会となります。会議の内容は、主に平成26年産大豆の全相殺方式の当初評価高につきまして、皆様に御審議をお願いするものであります。

また、前回審議していただきました麦共済の掛金率についての再説明と、家畜共済につきましては、平成27年度に適用する引受評価基準、並びに、廃用家畜の基準単価、及び処理経費基準についての報告をさせていただきたいと思っております。

その後、平成27年産の麦の引受状況について、報告をさせていただきたいと思っております。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたしまして、簡単ですが御挨拶とさせていただきます。

事務局

本日の会議の出席者は、52名中、42名で過半数を上回っておりますことから、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

なお、損害評価会の議事内容は議事録を作成し、津市情報公開条例に基づき津市のホームページにおいて公開いたしますので御了承をいただきたいと思います。

それでは、津市農業共済条例第165条第3項の規定により、これより会議の進行を宮本会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

宮本会長

皆様、こんにちは。各委員の皆様には、本日は御多忙のなか、お集まりいただきありがとうございます。

3月も終盤となり、新聞・テレビ等でも桜の開花宣言が話題となる季節となり、いよいよ平成26年度もあとわずかとなりました。

昨年2月の大雪は、津市においても園芸施設に被害をもたらしましたが、本年は雪害もなく春を迎えられそうです。

さて本日は、平成26年度最後の損害評価会ということで開催をさせていただきます。

主な議事としまして、平成26年産畑作物共済（大豆全相殺方式）の当初評価高につきまして、市長より諮問を受けましたので、皆様に御審議いただくものでございます。

また、前回審議していただきました麦共済掛金率の再説明、家畜共済の平成27年度評価額に係る説明などが予定されています。

会議がスムーズに運びますよう、皆様の御協力をお願いしまして、簡単ですが挨拶とさせていただきます。

それでは、会議を始めます。

本日の損害評価会の議事録署名人を指名させていただきます。

河芸地域の清水英治様、久居地域の印南昌彦様、よろしくお願ひします。

宮本会長

つづきまして、事項書の2、議事でございます。

(1)の「農作物（麦）共済掛金率」について、事務局の説明を求めます。

事務局

農作物共済を担当しております、日比です。

議事に入る前に、配布資料等の確認をさせていただきます。

お配りしております資料等ですが、まず本日の損害評価会の事項書が1部、右上に資料と表記させてもらった冊子となります。評価会会議資料が1部、カラー刷りしております大豆の被害状況など資料が1部となりますので、御確認をよろしくお願ひします。御確認いただきまして、過不足がございましたら、申しつけていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、農作物（麦）の共済掛金率について、変更がございましたので、御説明させていただきます。

お配りしました資料については後程、御説明させていただきますが、前回の損害評価会において御審議いただきまして、認めていただきました農作物共済（水稻及び麦）の掛金率について、県連合会から麦の被害率の見直しを行うよう連絡が有り、急遽、県連合会の指導のもと、麦についてのみ掛金率を変更させていただきました。

本来でありましたら、変更後早々に、あらためて皆様にお集まりいただきまして、御審議をお願いすべきところでありましたが、前回の評価会において御説明させていただいた麦の掛金率の設定における危険段階の区分を5段階とするなどの考え方に変更がなかったこと、また、掛金率を変更する議案を議会へ上程する期限が迫っていたこともあり、皆様への御連絡、御説明が本日となりましたことを深くお詫び申し上げます。大変申し訳ありませんが、再度、麦の掛金率の変更について御説明させていただきますので、御審議をよろしく申し上げます。

それでは資料としました冊子の1ページの「津市農業共済農作物（麦）共済掛金率の設定の概要」を御覧ください。前回お配りしました資料では、水稻及び麦の共済掛金率の設定の概要とさせていただいておりましたが、今回あらためて麦について作成させていただきました。前回からの変更となる部分としては、1から7の項目の中で、5の危険段階設定のための被害率の範囲のみを変更させていただきました。

変更の内容としまして、1ページ下段を御覧いただきますと、左側に変更前として前回、御審議いただきました平均被害率の範囲を記載させていただいております。右側に変更後としまして、今回、変更させていただきました被害率の範囲となります。

被害率が高い危険段階1から被害率が低くなる4の各区分において、県連合会の指導のもと、左側の前回の評価会にて御説明した被害率の範囲からそれぞれ被害率の範囲を高く設定しました。また、5の区分については、被害無しの場合の区分となります。

前回と比べますと、被害率がより高い場合、応分の負担として、掛金をより負担していただくよう、危険段階区分の各平均被害率の範囲を高く変更しております。

つづきまして、2ページを御覧いただきたいのですが、麦における危険段階区分の平均被害率の範囲を変更することによって、各引受方式の掛金率が一覧の表のとおり変更となりました。

なお、前回も御説明させていただきましたが、麦1類（秋まき小麦）以外の種類については、危険段階の別を定めず、国の

基準共済掛金率を適用します。

つづきまして、3ページ、4ページを御覧いただきたいのですが、前回お配りさせていただいた資料と同じ様式となりますが、あらためて表について、(1)に各段階ごとの被害率区分と分布数、3ページ下段から4ページに、各引受方式、補償割合による共済掛金率として、変更となりました掛金率と現行との比較をさせていただきました。

次に5ページを御覧いただくと、前回とこちらも同様の内容となりますが、参考として、共済掛金の計算例、共済掛金率改定による、現行との比較を一覧にしました。

麦については、賦課金は10a当たり48円を加えますと、改定により819円となります。1反当たり平均700円前後が平均800円前後となります。御参考にさせていただければと思います。

以上で、麦の共済掛金率についての御説明となり、今回お配りしました資料のとおり農作物共済(麦)に係る平均被害率の範囲及び掛金率を変更させていただきたいと思います。

なお、今後の予定としましては、これらの掛金率により、三重県知事へ農作物共済(水稻及び麦の)共済掛金率の認可申請を行う予定をしておりますので、御審議をよろしく願いいたします。

宮本会長 「農作物(麦)共済掛金率」についての内容は、事務局の説明のとおりです。

このことについて、何か御意見・御質問などありましたらどうぞ。

宮本会長 御意見、御質問がないようですので「農作物(麦)共済掛金率」についての内容は、事務局の説明のとおりとすることについて、御賛成の委員の皆様の挙手を求めます。

委員 挙手

宮本会長 挙手多数と認めます。

よって、「農作物(麦)共済掛金率」について、事務局の説明のとおりとさせていただきます。ありがとうございました。

つづきまして、(2)の「平成26年産畑作物共済(大豆:

全相殺方式) 当初評価高」について、津市長より諮問を受けておりますことから、これについて御審議をいただきたいと思っております。

諮問の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局

こんにちは、畑作物共済(大豆)を担当しています谷口です。お手元に配布させていただいております資料をもとに説明させていただきます。

当初評価高の説明に移る前に、全相殺方式の概要を御説明したいと思っております。

資料の6ページを御覧ください。

本方式への加入には条件がございます。大豆の収穫量のおおむね全量を農協や集荷業者に出荷されている方。過去5年間の収穫状況が確認でき、今後も農協などに出荷が見込まれる方となります。過去1年間でも収穫状況が確認できる方でも構いません。ただし、残りの4年間は地域の単収(統計)などを用いて、見込み収穫量を設定します。

補償の算定基礎としましては、耕地一筆ごとの補償となります。一筆方式とは違い、全作付耕地における減収量と増収量を相殺します。補償割合は9割となり、1割は免責部分となりますが、1割を超える減収があった場合、共済金の対象となります。

3)の「共済金」の欄を見ていただきますと、引受収量と収穫量を比較した場合、減収となれば、共済金の対象となります。

「共済金算出計算例」の欄を見ていただければよろしいでしょうか。作付が3耕地として、引受面積が全耕地とも10a(1反)とし、10a当たりの収穫量が100kgと設定します。3耕地の合計で300kgが収穫量となります。引受収量としましては、9割補償になりますので、270kgが引受収量となります。簡単に耕地3つごとの収穫状況を図示しました。耕地1、2は減収、3は増収とします。この3耕地の収穫量を全て合算した合計の収穫量と引受収量を比較し、減収となれば共済の対象になり、共済金は減収量に対し、単位当たり共済金額を乗じたものになります。この流れが、全相殺方式の共済金算定までの概要となります。

それでは、当初評価高への説明に移らせていただきます。

7ページを御覧ください。津市管内の概況です。前回の第5回の損害評価会の一筆方式において説明させていただきました内容と同じようなものになります。

今回は、全相殺方式になりますので、下段の「損害評価」の欄から8ページにかけて御説明させていただきます。

今回は、加入農家ごとの収穫量を基に評価します、全相殺方式の評価高となります。

被害の主な要因としましては、平野部では台風の影響による風水害、中山間部では獣害となっています。

また、一部の耕地については、排水管理や獣害対策において、肥培管理（通常必要とされる栽培管理）不足による分割評価（人為的被害要因によるもの）がありました。共済事故以外の原因による減収量は減収として取り扱いません。

去る2月26日に、津安芸農協と三重中央農協へ、農家ごとの出荷数量調査と生産状況の聞き取り及び伝票調査を、三重県農業共済組合連合会と実施しました。

農業災害補償法 畑作物共済損害評価要綱（農林水産省策定）に基づき、共済減収量及び共済金算定の基礎となる、1）共済金支払対象者ごと 2）引受面積 3）発芽不能等の耕地の収量 4）分割減収量 5）共済減収量 6）共済金支払見込額に係る資料を作成し、評価会にて諮問することとなっています。

その結果、引受農家数 36人に対し、共済金支払対象者は 16人、引受収量 470,056kgに対し、共済減収量は42,345kgとなります。

共済金支払額は13,126,950円を見込んでいます。

被害率（共済金÷共済金額）につきましては、9.0%となる見込みです。

本評価会で承認後の、三重県農業共済組合連合会での評価会、農林水産省の認可、経営所得安定対策制度において、金額修正等が生じた場合、共済金は変更となりますので、見込みとして表記しているところです。

被害申告面積の主な内訳としまして、下段に記載しました。

大きく分けて3つの被害となります。中でも、台風による風水害が大半を占めているところです。被害地域は全域に及んでいますが、河川の流域が甚大でした。別紙のカラー刷りの用紙を御覧いただきてよろしいですか。

標題で「大豆の被害状況」と表記してあります図を御覧ください。

発芽時期の被害、風水害、獣害、土壌の悪条件による湿害などを表記させていただきました。被害がなければ、下段にあります、8) ★被害なしの写真状態となります。ほんの一部ですが、御参考にしていただければと思います。

次に9ページを御覧ください。

こちらからは、引受、評価、出荷状況を取りまとめた資料になります。

表の上段の「1引受及び掛金状況」を御覧ください。

全相殺方式の加入において、農協ごとに農家数、筆数、面積、基準収穫量、引受収量、共済金額を引受状況とし、共済掛金、国庫負担、農家負担、賦課金、掛金等計とし、掛金内訳をまとめたものです。

掛金については、国の負担が55%あり、農家の負担は残りの45%と賦課金を加えたものが、農家の納めていただく実際の掛金となります。

次に、「2損害評価状況」でございます。

現地調査としまして、8月上旬の台風被害から始まり、9月には引受耕地の見回り、発芽不能調査はじめ、11月下旬の収穫前の評価まで調査を実施しました。損害評価員の方には、被害申告のあった耕地を中心に現地評価または調査をしていただきました。この間で、三重県農業共済組合連合会による調査も実施したところです。

去る2月26日には、津安芸農協と三重中央農協にて三重県農業共済組合連合会職員2名立ち合いのもと、農家毎の出荷数量の確認及び生産状況の聞き取り調査を実施しました。出荷数量調査にあたっては、予め加入農家より承諾書をいただいたうえでの調査となっています。



次に、3品種別による出荷状況（全相殺農家のみ）の状況ですが、その前に、先ほど御覧いただいたカラー刷りの大豆の被害状況の裏面を御覧いただいでよろしいでしょうか。

資料を右往左往して申し訳ないですが、こちらには、製品として出荷できる整粒や、病気や虫害による被害粒の区分などの状態を図示したものです。被害粒の判別、程度にも様々なものがあるのが伺えます。この中で整粒の部分を区分けしたものが、資料の9ページの3の出荷状況の一覧になります。

資料の9ページにもどっていただいでよろしいでしょうか。

下段の「3品種別による出荷状況（全相殺農家のみ）」の説明をさせていただきます。

津安芸管内では「フクユタカ、美里在来」を作付け、三重中央管内では、「フクユタカ」となっています。大粒、中粒、小粒の規格別、1等、2等、3等、特定、規格外の等級別として収穫量を記載しました。大粒の1等が全体の収量の3割を超える割合となりました。ただ、台風の影響もあり背丈が低いことから、収穫作業において、取りこぼしの部分が多かったと聞き及んでいます。

続きまして10ページの「4分割評価等の状況」を御覧ください。

こちらの表は、被害申告または見回り調査において、肥培管理不足の耕地に対し、分割評価を適用したものを項目ごとにとりまとめたものです。排水管理不足が大半を占めているところです。収穫量が減収となっても、管理不足による減収であれば、減収量から除外することになります。この表の下段に分割が適用された場合の計算例を記載しました。水稻、麦も同様の計算方法となります。御参考としてください。

ここまで御説明しました引受、評価、出荷、分割を整理し、諮問としてとりまとめたものを、事項書の最後につけました。

A3の【諮問】平成26年産畑作物共済（大豆：全相殺方式）損害評価高取りまとめを御覧ください。

農家別、項目別と表記が必要なため、A3の縦版の資料になりましたが、御了承ください。

表の左側から3行目の共済金対象【諮問1】を御覧ください。

この欄に黒丸「●」が記載されている農家が共済金支払対象となります。左から右にかけ、順を追って共済金算出までの流れとなります。この表の一番右側が農家ごとの共済金となります。表の下段には加入農家の全体合計、農協別、平均などに区分して記載しました。

個人情報観点から、加入農家名はアルファベット表記にさせていただきました。冒頭で、全相殺方式の概要を説明した内容の中で、引受収量と収穫量の差分によって減収となるか否か判定します。表の上段にあります項目、引受収量の欄③、「★」印がついている箇所と、同じく「★」印がついています収穫量の欄④を比べていただくとよいと思います。

結果減収が生じれば、この数値に対し分割評価分があれば、減収量から除外し、共済減収量⑩となり、この数値に単位当たり共済金額310円/kgを乗じた結果が、共済金となります。

共済減収量は全体で42,345kg、これに単位当たり共済金額310円/kgを乗じますと、13,126,950円となります。表の左下に算出の流れを記載しましたので参考としてください。また、右下には被害率を記載しました。共済金を共済金額（補償限度額）で除すると、被害率が算出されます。26年産は9.0%となります、昨年は29.2%でした。被害率が10%を超えるか否かで、災害状態が異常かどうかの判断がされます。本年は、異常に近い状況かと思われれます。

以上で、諮問の説明となりますが、損害評価会にて答申をいただいたあと、三重県農業共済組合連合会への報告、農林水産省から認定と経過を得て、対象農家へ共済金をお支払いする予定です。支払時期は5月末頃の予定と聞き及んでいます。

以上を持ちまして、事務局説明とさせていただきます。

宮本会長

「平成26年産畑作物共済（大豆：全相殺方式）当初評価高」についての内容は、事務局の説明のとおりです。

このことについて、何か御意見・御質問などありましたらどうぞ。

伊藤委員 美里在来は収量が少ないと思うんですが、一律310円となっているんですね。

事務局 大豆は麦とは違い、品質に関係なく一律310円です。

宮本会長 他に御意見、御質問がないようですので「平成26年産畑作物共済（大豆：全相殺方式）当初評価高」に対する答申は、諮問内容どおりとすることについて、御賛成の委員の皆様の挙手を求めます。

委員 挙手

宮本会長 挙手多数と認めます。よって、「平成26年産畑作物共済（大豆：全相殺方式）当初評価高」に対する答申は、諮問のとおりとさせていただきます。ありがとうございました。

事務局 つづきまして、（3）の「平成27年度適用家畜引受評価基準並びに平成27年度適用廃用家畜の基準単価及び処理経費基準」について、事務局より報告を求めます。

事務局 家畜共済担当の千原です。資料に基づきまして、説明します。

11ページを御覧ください。

平成27年度適用の家畜引受評価基準についてですが、まず家畜引受評価基準とは、家畜共済の引受時、すなわち継続農家であれば年1回の引受切り替え時、新規農家であれば新規加入時において、共済が家畜1頭あたりの牛の価値を評価する評価額のことで、毎年、市場取引価格を三重県農業共済組合連合会が調査し、過去1年間の平均取引価格を基に月齢ごとに評価基準を定め、その基準を基に組合が評価基準を決めることになっています。

設定の方法としましては、牛の種類ごとに市場の価格を調査し、調査した価格を線で結んで各月齢ごとに評価額を決めます。

例えば、乳牛の雌に関しましては、生まれた子牛の価格、初妊牛の価格、初産牛の価格、役目を終えて廃用となる時の価格を調べてその間を線で結んで価格を決定しています。18ページの参考資料1をご覧ください。乳牛のホルスタイン種及びジャージー種のイメージ図です。このようなイメージで評価基準

を設定しています。19ページの肥育用成牛、20ページのその他肉用成牛も同様ですので、参考までに御覧ください。

再び11ページに戻ります。

家畜共済の共済金額はこれを積み上げて計算し、農家が3割から8割までで選択した付保割合を掛けたもので、これに前回ご審議いただきました掛金率をかけたものが共済掛金、そこから国庫負担額を引いたものが加入農家にご負担いただく農家負担掛金となりますので、この評価基準は引受の基礎となるものです。

本市におきましては、平成26年度と同じように、平成27年度も連合会の基準額に準じた額とします。

基準額について、12ページ、13ページの乳牛は平成26年度から、ホルスタイン種とジャージー種に評価基準額を分けており、平成27年度も同様に設定することとします。

14ページの肥育用成牛については、黒毛和種、交雑種、ホルスタイン種の3つに分けて基準を設定します。肥育用成牛の標準額は前年度より大幅に増加しましたが、以前は東日本大震災の影響で流通が停滞し、価格も下落傾向でしたが、今回は流通が大幅に回復したことにより評価基準額も回復したため、増加したものです。

また、その他の肉用牛等についても15ページの黒毛和種と、16ページの主に乳用牛から肉用牛を出生させる交雑種に評価基準を分けることとします。

なお、17ページの豚については、種豚・雄、種豚・雌、肉豚の区分ごとに評価額を資料で示された金額の範囲で引受農家が共済価格を決定するものです。

次に21ページの平成27年度適用廃用家畜の基準単価及び処理経費基準についてですが、病気や怪我等でやむなく処分する牛の廃用事故について共済金を算出するにあたり、廃用家畜の残存する基準単価と処理に要する経費です。

廃用家畜の基準単価については、乳牛の雌と乳牛の雌以外で種雄牛以外の牛の区分ごとに同様に連合会の基準に合わせた単価としようとするものです。

C1、C2規格とは、日本食肉格付け協会のランクでAからC、1から5のランクがあり、Aが最も高く、1が最も低く設定されています。1kgあたりの価格については連合会から通知された額です。

牛の処理経費の基準については、廃用家畜を解体する場合に必要な経費のことで、牛1頭あたりの、屠場手数料、すなわち廃用牛を屠畜する際に屠場に支払う手数料等を、13,500円、運搬費を10,000円とし、合計で1頭あたり23,500円とします。これは、死廃事故発生時に当該費用を差し引いた額で共済金を支出します。これら処理費については連合会から通知された額です。

以上をもちまして、(3)平成27年度適用家畜引受評価基準並びに平成27年度適用廃用家畜の基準単価及び処理経費基準についての報告をさせていただきましたので、よろしく願います。

宮本会長 「平成27年度適用家畜引受評価基準 並びに 平成27年度適用廃用家畜の基準単価 及び 処理経費基準」について、ただいま事務局より報告がありました。

このことについて、何か御意見・御質問などありましたらどうぞ。

宮本会長 御意見、御質問がないようですので、つづきまして、(4)の「平成27年産麦共済の引受状況」について、事務局より報告を求めます。

事務局 平成27年産麦共済の引受状況について谷口のほうから御説明させていただきます。

資料の22ページを御覧ください。

引受地域としましては、津、芸濃、安濃、美里、白山、一志、久居の7地域となります。

地域別、引受方式別に表記しました。この麦共済においては、品質・ランクも補償対象となります災害収入共済方式が引受けの大半を占めているところです。

昨年の実績を下段に記載しました。右の合計欄を御覧ください。昨年と比較しますと、引受農家数は減少したものの、面積

が昨年に比べ、約902ha、902町から約908ha、908町となり、6ha、6町の約7%増加しています。農家数の減少は大規模農家への集約化、新規需要米（飼料用米）への移行が原因と思われます。面積の増加原因としましては、農業施策の水田活用が影響しているのではと思われます。

管内の作付品種としては、小麦が「ニシノカオリ、さとのそら、あやひかり」、大麦が「かしま麦」となっています。単位当たり共済金額、農協別の作付品種などを下段の参考2に記載しましたので、御参照いただければと思います。

3月上旬から管内の麦作柄状況を見回ったところ、昨年の同時期に比べましたら、作柄はかなり良い状態かと思われます。

ただ、中山間部では、獣害が散見されます。防護柵もかなり設置していただいている状況ですが、少なからず被害がでているところです。共済としては、昨年と同様に作柄良好を期待しているところです。以上が説明となります

宮本会長 「平成27年産麦共済の引受状況」について、ただいま事務局より報告がありました。

このことについて、何か御意見・御質問などありましたらどうぞ。

宮本会長 御意見、御質問がないようですので、それでは次に、事項書の3「その他」について事務局よりお願いします。

事務局 次回の損害評価会開催について連絡いたします。

次回は、平成27年度第1回といたしまして、5月下旬に開催する予定でございます。

日時、場所につきましては、4月下旬頃に通知させていただきますので、よろしくをお願いします。

宮本会長 事務局から説明等がありました。何か御意見・御質問はございませんか。

他に無いようですので、これをもちまして平成26年度第6回損害評価会を終了いたします。

長時間の御協議、ありがとうございました。

事務局

委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。  
どうぞお気をつけてお帰り下さい。